名古屋市告示第396号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機 関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 7月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施	術	所	名	所	在	地	廃」	ıĿ	左	月	日
施	術	者	名	1 <i>1</i> 71				114	+		H
さと	う接	骨院		名古屋市西区西原町48番地			今和 7年 6日 1日				
佐藤泉				石百座川四区四原町40番地			令和 7年 6月 1日				1 🖂

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課